

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

訪問調査日：2020年12月3日

②施設・事業所情報

名 称 :	宇栄原こども園		種 別 :	幼保連携型認定こども園	
代表者氏名 :	理事長 饒平名 勝彦 園 長 仲 本 歩美		定員 (利用人数) :	105 (105) 名	
所在地 :	那覇市小禄1066番地				
TEL :	098-857-2088	ホームページ	https://www.wakame.org/		
【施設・事業所の概要】					
開設年月日 :	2019年4月1日				
経営法人・設置主体 (法人名等) :	社会福祉法人 わかめ福祉会				
職 員 数	常勤職員 :	17 名	非常勤職員 :	3 名	
専門職員	主幹保育教諭 :	1 名	子育て支援員 :	1 名	
	保育教諭 :	15 名	小学校教諭 :	1 名	
	幼稚園教諭 :	1 名	事務員 :	1 名	
施設・設備の概要	事務室、保健室、園庭、教室、遊戯室 等				

③理念・基本方針

理念

- 豊かな人間性を持ち、社会に貢献、奉仕できる子どもの育成

基本方針

- 心豊かで自ら進んで生活のできる子の育成
- 心のか 学ぶか 体のかの育成

保育目標

- 返事やあいさつができる元気な子
- 目あてに向かってがんばる子
- 友達や生き物にやさしい子

④施設・事業所の特徴的な取組

宇栄原こども園は、2019年度に那覇市立宇栄原幼稚園を、那覇市の幼保連携型認定こども園（公私連携）として開園し2年目である。運営主体である法人は、昭和51年に法人化し、令和2年4月現在、那覇市を中心として認定こども園等13か所の事業を運営している。こども園は、那覇の市街地で集合住宅が立ち並ぶ住宅街に立地している。道路を挟んで緑豊かな公園があり、広い園の敷地には植栽が多い。自然豊かな環境で、子どもたちの感性を育む保育に取り組んでいる。現在の園舎は、中庭を中心に開放的な作りである。次年度は、園舎の建替え工事が始まる予定である。新園舎のコンセプトは、①原体験広場、②子育て支援広場、③放課後児童広場の三つの機能を持つ「こども広場」で、広い園庭に五感を通じた遊びや体験ができる原体験広場が設置される計画が進行中である。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2020年7月18日（契約日） ～
	2021年3月16日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	初回受審

⑥総評

◇特に評価の高い点

1) 職員・組織全体の向上心

ガバナンス体制の整備された法人のバックアップにより、研修体制が充実している。「期待する職員像」のもと、職員一人一人の課題や経験に応じた目標が明確で、面談を通して改善点を確認し実践に繋げている。「期待する職員像」には、「向上心を忘れない」という項目があり、研修参加へのモチベーション等、具体的な行動が示されている。職員は、保育教諭として知識・スキル・感性を向上するための研鑽を行っている。

2) マニュアルの整備

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいた、全体的計画、年齢毎の年間計画、月案が一貫性を持って策定されている。各計画に基づいた教育・保育の手順について、各種マニュアルが整備されており、職員は、マニュアルに沿った実施方法について、チェックリストを活用し確認・評価している。

3) 人材育成の充実

教育・研修の機会は、階層別・職種別・テーマ別に確保されており充実している。毎月の園内研修は、子どもの理解を深めるより良い・教育・保育実践に狙いを置き、年間計画が策定されている。法人の全体研修を年に3回外部講師を招聘し実施している。個別のキャリアアップに繋がる外部研修の受講については、年に3回実施している自己評価に自己のスキルアップ、受講希望する研修の記載欄があり、希望に沿った研修計画を構築し実践している。

◇改善を求められる点

1) 実習生の受け入れについて

実習生を受け入れるマニュアルを整備し、受け入れプログラム、学校との連携、実習目的について明文化している。今年度予定していた実習生の受け入れは、コロナ禍のため中止を余儀なくされた。実習受け入れについて学校側と連携し、効果的な研修・育成体制の構築に期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価の受審は全職員において園運営、組織的な体制を見直す良い機会となりました。

今年度受け入れのなかった実習生については、マニュアル通りに進めていけるか今後精査し、取り組んでいきたいと思えます。今回ご指導いただいた指導計画の策定においては保護者の思いを汲み、より良い教育・保育に繋げていけるよう、また地域や保護者の皆様に愛されるこども園として職員一同努力していきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

共通

評価項目		評価結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
判断基準	a	法人（認定こども園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
	b	法人（認定こども園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
	c	法人（認定こども園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
コメント	理念基本方針は明文化されており、職員は毎日出勤したら理念方針を暗唱したのち、日々の教育保育を行っている。各クラスに理念・基本方針を掲示し子どもたちへ周知もされている。また、園だよりや入園のしおりに掲載し、入園説明会やクラス懇談会時には保護者へパワーポイントを使用しながら説明も行うなど周知および理解促進が図られている。	
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
コメント	事業経営をとりまく環境と経営状況については、月1回開催する法人の園長会にて市や厚労省の人口動態に関する資料や新聞記事などから待機児童数を把握し、児童館を訪問する等して校区内外の地域ニーズを把握分析している。又、月次状況を理事長に報告している	
3	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
コメント	事業計画や事業報告書を理事会や評議員会で定期的に報告している。園内研修においても経営状況について職員への周知および職員同士での意見交換を行うなど、経営課題を明確にしなが課題解決や改善に向けた取り組みがなされている。	

評価項目		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しているが十分ではない。
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
コメント	中・長期的なビジョンについては、法人の園長会での経営状況等の把握分析から中・長期計画を策定している。中・長期ビジョンは、10項目(人材、教育研修、子どもへの教育体制、安全、地域貢献など)で具体的に明記されており、宇栄原こども園の5カ年計画として明文化されている。	
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
コメント	単年度の事業計画は、園長・副園長が中心となり施設運営全般の方針、各種管理(健康、栄養、安全)、職員の処遇等の複数項目により策定されている。施設設備に関する計画や保健衛生面での安全実施計画もあり、中長期計画の項目がしっかりと反映されていることが分かる。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
コメント	事業計画策定にあたっては、園長と副園長で素案を作成しリーダーと意見交換ののち、職員会議にて全員参画し策定している。事業計画内容の職員周知を図るため、貼り出しや配布も行っており、毎年度、実施状況はリーダー会や職員会議にて報告、評価を行い見なおしを図っている。事業計画内容を分かりやすく伝えるためにパワーポイントで見やすく説明するなどの工夫も行われている。	

評価項目		評価結果
7	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
判断基準	a 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c 事業計画を保護者等に周知していない。	
コメント	保護者に向けた事業計画内容の周知については、玄関の入口にある掲示板に掲示したり、入園のしおりに理念を掲載し、理念のもと保育が行われていることを説明している。行事に関心を示される保護者の方も多く、前年との違いや事業計画内容を絡め行事内容を伝えるなど工夫されている。今年度は、保護者会が開催できず役員会のみでの周知となったが、今後対面のみではなくオンライン等を活用した周知方法の検討実施が期待される。	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
判断基準	a 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
コメント	教育・保育の質の向上に向けた取り組みとして、毎月職員会議にて教育・保育について振り返りを行ったり、保育教諭は年2回の自己評価と園長面談による自己分析を行っている。又、組織的にPDCAサイクルに基づいた質の向上に取り組んでいる。	
9	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
判断基準	a 評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。	
コメント	保護者アンケートに「行事を通して子どもの成長を感じる」とあり、行事と日頃の保育とのつながりを感じることができる行事を催すなど、アンケートを分析し取り組むべき課題の抽出および改善を行っている。また、保護者アンケートの分析内容は、事務所に掲示したり、職員会議で議題にあげ情報共有を図っている。今回、初めて第三者評価を受審するので、全職員と共有し改善策を見出す機会とし前向きに取り組んでいる。	

評価項目		評価結果
II 組織の運営管理		
II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
コメント	園長の役割と責任については、就業規則および運営規程にて明文化されており、職員研修(全体研修)において職員向けに園長の役割と責任について表明している。また、有事の際の責任体制についても消防計画規程に策定し、職員への周知も行っている。	
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
判断基準	a 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
コメント	法令遵守のため、法人全体の研修にてコンプライアンス規程の内容等について理解を深めている。また、職員に対しては、特に優先的に学んでほしい法令一覧を作成し職員研修会において遵守すべき法令を周知している。法令が多岐に渡るため、今後は研修の機会を増やすなど更に遵守すべき法令等を理解する体制整備が期待される。	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c 施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
コメント	教育・保育の質の向上について、園長は主幹保育教諭やリーダーと共に現場の状況を把握しながら、例えば支援児との相性を鑑み柔軟な職員配置を行うなど、個々にあった教育・保育の質の維持向上に努めている。保育教諭は自己評価から階層別の課題を分析し、次へつながる目標を設定している。	

評価項目		評価結果
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
コメント	人事労務については法人全体で外部講師(社会保険労務士)を招き指導のもと業務分析を行っている。また、フルタイムやパート勤務など働き方についても個々の気持ちを尊重した対応をおこなっており、働きやすい環境を整え業務実効性を高めている。	
II-2 人材の確保・育成		
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
コメント	人材確保・定着等の取り組みとしては、2か月に1回、法人全体でコンサルタントを交え、中長期計画を策定したり、法人の園長会でも「今、必要とする人材像」について明確にするなど人材確保の体制づくりを継続的に行っている。また、養成校の学生向けに就職相談会を行ったりインターネットを活用した採用活動を実践している。	
15	総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
	c	総合的な人事管理を実施していない。
コメント	「期待する職員像」のもと、職員一人一人の課題や経験に応じた目標を設定し、面談を通して改善点を明確にしている。就業規則により役割は明文化されているが、法人としての明確な人事基準は定まっていないので、今後は、人事に関する規程の整備など更なる取り組みが期待される。	

評価項目		評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
コメント	働きやすい職場づくりとしては、職員の年次有給休暇取得状況を確認しながら、全職員がバランスよく取得できるように配慮していたり、職員個々のワークライフバランスに配慮した勤務形態が整備されている。また、定期的な面談と別に、働く上での困りごと等の相談窓口(担当:主幹)を設置し、いつでも相談しやすい環境を整えている。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
判断基準	a 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
コメント	「期待する職員像」を事務所に掲示しキャリアパスを明確にすると共に、年2回の個別面談を行い、階層別に期待する姿や個別に設定した目標等について振り返りを行っている。また、面接以外でも職員一人一人の目標管理に関して、日々その都度フィードバックを行うことで具体的な助言指導を行い成長を促している。	
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
判断基準	a 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
コメント	園が目指す教育・保育を実施するため「期待する職員像」の明確化と、分野別の専門的知識向上及び資格取得のため外部研修へ積極的に参加させている。又、園内研修を計画的に実施するとともに、定期的に研修計画の評価・見直しを実施し職員のキャリアアップ向上に努めている。	

評価項目		評価結果
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
コメント	職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保として、階層別・職種別・テーマ別といった研修機会も確保されており、個別に職員マニュアル、行動指針をチェックし年間で振り返りを行い、自己分析評価ができる仕組みとなっている。新人・若手職員に対しては、先輩職員によるOJTが実施されている。	
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
コメント	実習生等の教育・保育に関わることについては、実習生受け入れマニュアルを整備し、受け入れプログラム・学校との連携・実習生の目的などについて明文化している。開園して年数が浅いことやコロナ禍の影響もあり、実習生受け入れは中止となった。今後、実習生受け入れの際には、学校側と連携しながら効果的な研修・育成の体制を構築していくことが期待される。	
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
判断基準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。
コメント	運営の透明性を確保するための取り組みとして、法人全体のホームページに事業報告や第三者評価の受審結果、苦情・相談体制を公表しており、苦情・ご意見については、迅速な改善対応を図っている。また、地域向けの取り組みとして児童館や園見学者へパンフレットを配布している。	

評価項目		評価結果
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
コメント	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のため、月1回公認会計士による会計指導助言を受け財務状況等を把握し継続的に透明性の高い経営・運営に努めている。引き続き、子どもの安全面とコスト管理のバランスを意識した経営・運営を期待したい。	
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
コメント	開園2年目のため地域イベントへの参加依頼は少ないが、近隣児童館との連携について、園の各種チラシの配布を依頼したり、子育てサークル参加保護者の意見を聴取する機会を確保している。その意見から3歳児の受け入れ先のニーズや情報提供の必要性を確認できた。近隣施設の植樹祭に他園と参加し、交流を図る機会を得た。	
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
コメント	ボランティア等の受け入れについては、マニュアルが整備されている。開園1年目の去年は、受け入れを見送り、2年目の今年度に受け入れ計画を作成していたが、コロナ禍のため制限を余儀なくされた。その中で保育士養成校の学生の見学を受け入れる等現状においてできることを積極的に実践している。	

評価項目		評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
コメント	医療機関や関係機関のリストが作成され、玄関に掲示されている。転入してきた保護者から、情報提供が得られたとの意見を得ている。個別的な配慮(障害等)を有する子どもを複数受け入れていることで、関連する児童デイや発達支援センターと4者会議に参加し、意見交換を行っている。又、市に対しては、巡回指導の申請を行い助言を得ている。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	地域の福祉ニーズ等を把握する為の取組が行われている。	a
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を積極的に行っている。
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っているが、十分ではない。
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っていない。
コメント	園長は地域ケア会議、学校評議員会に出席し、地域の福祉ニーズ等の課題について情報収集している。朝夕、校門周辺の水まきや清掃を実施し、地域住民と気軽に声をかけあう関係を構築している。地域の特色として、転勤家庭と従来の地域住民が混在する環境である。地域の課題について、3歳児の教育・保育の確保、3歳未満児で家庭保育の家庭に対する支援の拡充など、ニーズを把握するための取り組みが行われている。	
27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
コメント	園長は、基本的に毎朝通学路の立哨を行い、通学の安全活動、卒園児をはじめとする地域の子もたちとの関係性を深める取り組みを実践している。又、職員は、園外構の植え込みや街路樹等への水かけ、清掃を行い地域の美観に努めている。地域の課題である3歳児の教育・保育の確保、3歳未満児で家庭保育の家庭に対する支援と拡充について、こども園ができることとして、園庭開放、電話相談に取り組んでいる。	

評価項目		評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。
コメント	理念には、子どもの心を尊重する考え方が示されている。「倫理綱領」について全体研修で周知が図られている。日常の教育・保育の中で、「自分の嫌なことが言える」ことを意図した実践を行っている。月間指導計画には、「子どもの気持ちを引き出す丁寧な声掛け」への配慮が記載されている。子どもの呼称は、「さんづけ」を徹底している。	
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	a
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
コメント	子どものプライバシー保護について、規程を策定している。職員に対して、研修・勉強会の機会に周知を図っている。園舎は、道路に面した窓ガラスが大きく開放的なため、着替え時は外部の視線から死角になった場所で行うことを徹底している。教育・保育の環境整備の際に、様々な場面を想定しプライバシー保護に配慮した環境作りを行っている。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。
コメント	情報発信の手段として、ホームページを効果的に活用している。日々の活動について、担当が写真や文章を作成し、最終的に園長のチェックにより、WEBの更新をしている。保護者からの苦情報告について月始めに、前月分の報告を行うことがルール化され迅速に行われている。園のパンフレットについては、児童館や市役所に配布している。	

評価項目		評価結果
31	教育・保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断基準	a 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
コメント	入園時については、全体の説明会を開催している。園の教育・保育活動を撮影し、プロジェクターで投影することで、視覚的な理解を図る工夫が行われている。作成した入園のしおりを配布し、PowerPointで入園のしおりに基づいたプレゼンテーションを活用し、わかりやすい説明を行っている。個別の面談を行い、情報収集を行うとともに、こども園の教育・保育内容について同意を得ている。	
32	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
判断基準	a 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
コメント	転居等による教育・保育の変更の際には、児童票へ必要な情報を記載している。転園先への情報提供について、事前に保護者の同意を得ている。卒園児については、隣接する小学校へ進学する子どもが大半であり、通学時や行事の際に交流の機会を設けている。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
コメント	年に1回、学校評価を実施している。実施後のアンケート集計結果と、結果に基づいた評価・課題・改善について分析を行い、保護者へフィードバックを行っている。又、行事後の保護者アンケートを実施し、保護者の意見を把握し、行事運営の改善に取り入れている。年に2回担任による保護者面談を実施し、直接意見を聴く機会を設けている。保護者会については、園長・主幹が参加し、保護者の意見の把握に努めている。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
	b	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。
コメント	意見箱は、玄関に配置されている。苦情解決の体制について、ポスターを玄関に掲示し、保護者へ周知している。意見箱や保護者からの苦情・意見については、迅速に対応し、その結果をホームページや園だよりで公表している。	
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
コメント	保護者からの相談について、申し出があった場合は状況に応じて、職員室や玄関横の絵本コーナー、2階の多目的室等、部屋を用意し、相談しやすい環境が整備されている。園長を始め職員は、保護者の様子を観察し、さりげない声掛けを実践している。	
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。
コメント	保護者からの意見・相談について、記録作成をルール化している。情報共有できる内容については、類型化し「何時・誰が・何を」を明確にした一覧表を作成している。苦情に繋がる意見については、1週間以内の回答を行っている。守秘義務に関わる相談については、園長・主幹教諭を中心に少人数で対応している。作成された一覧表に基づき、年度末に整理・分析を行い、次年度の対応マニュアルの見直しを行っている。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
コメント	ヒヤリハット・事故について、毎月報告書を作成し、研修委員会で検討を行っている。子どもの自由な活動の保障と、安全な環境整備について、常に改善活動を実施している。遊具からの落下によるけがが起きた際には、子どもへの対応と同時に、改善策が話し合わせ、遊具で遊ぶ際には、周囲にマットを敷くことを徹底した。	
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
コメント	感染症対策について前年度は、「手足口病、水痘、おたふくかぜ、インフルエンザ、感染症胃腸炎等」について2回の園内研修を実施している。今年度は、コロナについて動画配信による園内研修を開催し、感染症予防対策の職員間の情報共有を図っている。	
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
コメント	防災計画に基づき、毎月防災訓練を実施している。訓練時だけでなく、日常の活動に取り入れて、子どもが全体で集合し、先生の話聞く姿勢を養っている。年に2回小学校との合同訓練を実施している。備蓄リストが作成され、管理者が配置されている。災害時には、小学校の運動場が避難先となり、安否確認について入園のしおりに記載している。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され、教育・保育が提供されている。	a
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育が実施が十分ではない。
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
コメント	教育・保育の手順について、マニュアルが整備されている。マニュアルに沿った実施方法について、チェックリストを活用し確認している。次年度以降、園舎の建て替え工事が予定されている。現在の園舎でのマニュアルになっているため、新園舎に即したマニュアル作成についても取り組んでいる。	
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
コメント	標準的な実施方法についての見直しは、定期的に年度末の見直しと日常の教育・保育の場面で、主幹保育教諭を中心に確認を実施している。その確認を元に、毎月の職員会議で、検証・見直しを行っている。保護者等の意見や提案が反映できる仕組みとして、保護者へのアンケートを実施し、結果分析に基づいて、教育・保育の実施方法の見直しを行っている。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
	b	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
	c	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。
コメント	入園時に提出された児童票と保護者面談から、具体的なニーズを把握している。個別的な配慮が必要な子どもに対しては、定期的に保護者、こども園、療育センター、児童デイの4者会議に参加し、支援についての協議を行っている。指導計画の策定について、各クラスリーダーを中心に他職者も含め、管理者の助言を受けて策定している。今後は、子ども・保護者の意向を書面に記載し、指導計画に反映するための工夫が期待される。	

評価項目		評価結果
43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
コメント	毎月の教育保育計画について、クラスミーティングで、当月の評価を行い、次月の計画作成に反映している。クラス内の話し合いの結果をリーダー会議に報告し、各クラスの現状と課題について、組織全体での共有を図っている。年間指導計画・全体的な計画については、毎年3月に職員会議を開催し、当年度の評価から課題を明確にし、次年度計画に反映している。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。
コメント	児童票の記録について、様式に即して担任が記載している。子どもの状況について、児童票以外に、身体計測記録・日誌等、担任や気づいた職員による記録が行われている。日々の記録を整理し、職員間の情報共有に活用している。園内研修や園長、主幹保育教諭の指導により、記録の統一が図られている。	
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
コメント	個人情報保護について、入園時・進級時にホームページ等の媒体への掲載について保護者の同意を確認している。掲載不可を回答された子どもについて情報共有を徹底している。パソコンは、職員室に配備しており、パスワードで管理している。子どもに関する記録については、鍵付きの書庫に保管している。	

		評価項目	評価結果
内容	A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育		
	A-1-(1) 子どもの権利擁護		
46	A①	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
	判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
		b	—
		c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。
コメント	子どもの権利擁護については、虐待に関するマニュアルやプライバシー保護規程が整備され、虐待や不適切な関わりを防ぐことの大切さについて職員の理解が図られている。差別や自尊心を傷つけるような言葉等は使わないなど教育・保育の場で意識して取り組んでいる。権利侵害の防止と早期発見については、虐待に関する「人権擁護のためのセルフチェックリスト」などを活用し、職員の間人性と専門性の向上に努めている。		
A-2-(1) 全体的な計画(教育課程を含む)の作成			
47	A②	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基く全体的な計画の作成及び全体的な計画を踏まえて指導計画を作成している。	a
	判断基準	a	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。
		b	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成しているが、十分ではない。
		c	全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。
コメント	全体的な計画には、こども園の理念や教育・保育目標が位置づけられており、教育・保育要領上の「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」や「育みたい資質・能力」等にもとづいて、養護と教育の各領域、子どもの発達過程、教育・保育時間等で作成されている。計画は会議などで検討し策定され、年度末に自己評価を実施している。年間指導計画は全体的な計画を踏まえて作成され、保護者に対しては、個人面談時等に説明し周知している。		
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的課題			
48	A③	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
	判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
		b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
		c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
コメント	室温・湿度の確認や記録、環境の整備、玩具の消毒や週末の寝具の持ち帰り等、保護者にも衛生管理を呼び掛け清潔で安心・安全な環境作りに配慮している。また各教室は明るく緑に包まれており、自然が感じられ、子どもたちが落ち着けるような工夫が見られた。手洗い場、トイレは、清潔に保たれており、戸外活動時は室内の窓を開放し、室内活動時には換気や温度に配慮している。		

		評価項目	評価結果
49	A④	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	a
	判断基準	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。
		b	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。
		c	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。
	コメント	一人ひとりの子どもを受容し、子どもが主体性を活かせるような気持ちを尊重し、自分でできた達成感を持てるような言葉がけを行ない、可能な限り一人ひとりと会話できるように努めるなど、子どもの状態に応じた保育や援助を行っている。クラス会議やリーダー会議等で、子どもの発達課題を把握し、常に子どもの目線に立ち、わかりやすい言葉で穏やかに話をしており、一人ひとりの気持ちに寄り添い思いを受け止めようとする姿が見られる。	
50	A⑤	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
		b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
		c	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
	コメント	一人ひとりの子どもにとって、発達に応じた適切な時期に、基本的な生活習慣を身につけることができるよう環境を整備し、援助を行っている。又、菜園の水やりや製作活動に必要な道具類は、子どもが自由に取り出せるように配置し、片付けの場所も分かり易いように写真等で表示するなど、自主的な活動を支援している。室内の整理整頓や挨拶等は職員が見本となるよう、実践に努めている。	
51	A⑥	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
	判断基準	a	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。
		b	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。
		c	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開されていない。
	コメント	子どもが自由な発想で主体的に制作活動ができるよう、身近に廃材を置いたり、不思議に感じたことを自ら調べる事ができるよう図鑑を置くなどの環境を整備している。また菜園活動で、子ども同士が協力し合い野菜を育てるなど食育活動の一環もみられ、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	

		評価項目	評価結果
52	A⑦	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	0歳児が在籍していないため、評価対象外です。		
53	A⑧	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	1・2歳児が在籍していないため、評価対象外です。		
54	A⑨	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	3歳以上児の保育については、認定こども園教育・保育要領を基に、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮して、子どもが自発的に活動できるように一日のスケジュールを組み立て、見通しが持てるよう視覚化している。		

		評価項目	評価結果
55	A⑩	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。
	コメント	職員が障がいのある子どもの教育・保育に関して必要な知識や情報を得るために、研修を受けたり、園全体で定期的話し合う機会を設けるなどの取り組みを組織的に行う体制ができている。また個別指導計画は、子どもの特性に配慮して立案し、集団の中で共に育ち合うことができるように取り組んでいる。	
56	A⑪	在園時間の異なる子どものための環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。	a
	判断基準	a	在園時間の異なる子どものための環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。
		b	在園時間の異なる子どものための環境を整備し、教育・保育の内容に配慮しているが、十分ではない。
		c	在園時間の異なる子どものための環境を整備し、教育・保育の内容に配慮していない。
	コメント	在園時間の異なる子どものための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮して、延長保育時は好きな遊びを楽しめるようにしたり、低年齢児がゆったりと過ごせるようにするなど、場面に応じて環境づくりを工夫している。又、子どもの状況について共有し、送り出しの際に保護者に情報提供している。	
57	A⑫	小学校との接続、就学を見通した計画に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	判断基準	a	小学校との接続、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
		b	小学校との接続、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
		c	小学校との接続や就学を見通した計画、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮がしていない。
	コメント	小学校と隣接する利点を活かし、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、個人面談を通して保護者との関わりに配慮している。小学校や他園との就学連携や連絡会などに積極的に参加し、情報交換や情報共有に努めている。	

評価項目		評価結果	
A-2-(3) 健康管理			
58	A⑬	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
	判断基準	a 子どもの健康管理を適切に行っている。	
		b 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
		c 子どもの健康管理を適切に行っていない。	
	コメント	子どもの健康管理を適切に行っている。健康管理に対するマニュアル、計画、記録等、健康管理の実施体制・実施状況が適切に行われ、結果について保護者に周知するとともに、子どもの健康に関する必要な情報提供を行っている。	
59	A⑭	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
	判断基準	a 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	
		b 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	
		c 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	
	コメント	内科検診や歯科検診、尿検査、身体測定等を実施しており、保護者にも結果を報告している。また健康観察をもとに、小さなことも保護者、職員で情報を共有し、個々の体調や細目にも気づけるような対応を常に心がけている状況がみられた。	
60	A⑮	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
	判断基準	a アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	
		b アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。	
		c アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	
	コメント	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿って子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。お皿は他の児童と違うものが使用され、調理員や保育教諭の誰が見ても認識できるよう工夫されている。職員を食物アレルギー研修に積極的に参加させ、必要な知識や情報を得るなど、アレルギーに関する理解を深めるための取り組みを行っている。	

評価項目		評価結果	
A-2-(4) 食事			
61	A⑯	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
	判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
		b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
		c	食事を楽しむことができるよう工夫をしていない。
コメント	子どもたちが栽培した野菜をクッキングに取り入れ、苦手だった食べ物にも少しずつチャレンジできるような工夫がなされている。又、子どもたちが食事を楽しむことができる環境整備の取り組みや工夫、家庭との連携等ができています。		
62	A⑰	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
	判断基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
		b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
		c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
コメント	子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供するための献立や食材の地産地消を心掛け、旬の食材を使用し、調理等の工夫を月1回の給食会議にて委託業者と話し合う場を設けている。個々の健康状態などに合わせて食事量を加減し、完食する喜びを感じられる工夫や給食だよりの配布など楽しみを感じて食事できるよう配慮している。		
A-3 子育て支援			
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
63	A⑱	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
	判断基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
		b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
		c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
コメント	日常生活や行事等を定期的にホームページで伝えていて、園だよりや給食だより、行事だよりの発行を行い、各クラスの子どもたちの活動や遊びの様子を伝えている。園の様子が伝わるよう、活動の様子などをボードを活用して写真を貼りだし、日常の様子がわかるような工夫が見られた。		

評価項目		評価結果	
A-3-(2) 保護者等の支援			
64	A⑱	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
	判断基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
		b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
		c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
コメント	日々の送迎時対応の中で気軽に相談できるような雰囲気作りに努めている。個人面談や保護者に対する子育ての相談等体制を整えている。又、一人ひとりの子どもの環境や成長段階における必要な配慮や保護者の育児相談等を行う体制が構築されている。		
65	A⑳	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
	判断基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
		b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
		c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
コメント	職員は不適切な養育等の兆候を見逃さないように、子どもの状態の変化や送迎時の保護者の言動に注意を払っている。不適切な養育を発見した場合の対応等についてはマニュアルが整備され、子どもの権利条約・虐待防止法に定義される「身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待」が具体的に理解できるよう研修等が行われている。		